

消 政 策 第 285 号  
令 和 8 年 6 月 25 日

各都道府県知事  
各市区町村長 殿  
(扱い：消費者行政担当課)

消費者庁長官 堀井 奈津子  
(公印省略)

### 消費者安全法第 38 条第 1 項の規定に基づく情報提供について

国際電話番号により消費者のスマートフォン等に「NTTドコモカスタマーセンター」などと大手電気通信事業者の名称をかたる者から、「通話料金が未納になっている」、「このまま警察の緊急ホットラインにつながります」といった連絡があり、警察をかたる者に通話を転送され、「逮捕状が出ている」、「示談交渉の事務処理費用がかかる」などと金銭の支払を要求された、などといった相談が各地の消費生活センター等に数多く寄せられています。

消費者庁が調査を行ったところ、上記行為を行う事業者が、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為(消費者を欺く行為及び消費者を威迫して困惑させる行為)を行っていたことを確認しました。

こうした状況を踏まえ、消費者庁は、消費者被害の発生又は拡大の防止のため、消費者安全法(平成 21 年法律第 50 号)第 38 条第 1 項の規定に基づき、別添の報道発表資料を消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報として提供いたします。

貴職におかれましては、貴都道府県等のウェブサイトに掲載するなどして、消費者にも周知していただきますようお願いいたします。

### 記

○大手電気通信事業者の名称や警察をかたり、「逮捕状が出ている」などと告げ、架空の事務処理費用等を要求する事業者に関する注意喚起

(令和 8 年 6 月 25 日付け報道発表資料)

※ 報道発表資料については消費者庁ウェブサイトにて御確認ください。

(URL) <https://www.caa.go.jp/notice/release/2026/>

担当：消費者庁消費者政策課財産被害対策室  
内閣府事務官 木村 繁美  
電話：03-3507-9187 (直)